

新型コロナウイルスによる感染症対策を求める意見書

新型コロナウイルスは急速な勢いで世界中に拡散し、多くの死者・感染者が発生することとなり、世界保健機関（WHO）が「パンデミック」を宣言し、国際的な脅威となっている。

国においては、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」に基づき各種施策を講じているものの、国民の不安の払拭には至っていない。

こうした不安を解消し、感染者数の増加と国民生活への影響を最小限にとどめるために、国と地方自治体が一体となった迅速かつ適切な対応が強く求められている。

よって、国におかれては、国民の生命と財産を守ることを最優先に、新型コロナウイルス感染症対策を総合的かつ強力に推進するため、次の事項につき、措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国内における感染拡大防止のために、診察及び検査が迅速かつ適切に行える体制や医療物資の整備、多言語に対応できる受診体制の構築など、地方における医療体制の強化を支援すること。
また、マスク、防護服、検査キット等の医療物資が今後も不足することがないように、必要量の確保に努めること。
- 2 ワクチンの開発・製造を早急に進めるとともに、治療法を速やかに確立すること。
- 3 高まる不安や風評被害に対応するため、国民や地方公共団体、国外に対して正確かつ詳細な情報提供を迅速に行うこと。
また、感染者や濃厚接触者等の情報公開について、風評被害や人権保護にも配慮した統一的な対応方針を提示すること。
- 4 観光産業を初め、感染拡大防止や自粛による経済への影響などを的確に把握し、中小企業・小規模事業者に対する資金繰り支援策や雇用対策など、事業者が生じた経営的影響を最小限にとどめるための必要な支援措置を講じること。
また、休業を余儀なくされた雇用者の所得補償に万全の対策を講じること。小中学校、高等学校、特別支援学校の休業による課題に対して、必要な支援を講じること。
- 5 地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政的支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 桑 名 龍 吾

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

} 様